

薬学部学年進級規程（平成 19 年度入学生）

北里大学薬学部にて在籍する学生の進級ならびに留年に関する扱いは、この規程の定めるところによる。

<総則>

第 1 条 進級、留年、卒業の決定については、学則により薬学部教授会で審議し、決定する。

第 2 条 履修すべき必修科目中、不合格科目の数が 4 科目以上の者は進級できない。

第 3 条 実験・実習科目に不合格科目を有する者は進級できない。

第 4 条 必修科目に不合格科目を有して進級する者は、4 年次終了までに再試験を受験し当該不合格科目の単位を修得しなければならない。

第 5 条 3 群選択必修科目に不合格科目を有して進級した者は、教授会の指示に従い、次年度以降の再試験に合格するか、もしくは、他の選択科目の単位を修得し、卒業要件の単位を充足しなければならない。

第 6 条 同一学年における在学年数は 2 年以内とする。（休学期間を除く）
上記に規定する期間を超えた者は学則により除籍する。

<1 年次から 2 年次への進級に関する規程>

第 7 条 1 年次に履修すべき必修科目を以下とする。

〈1 群科目〉 基礎教育科目 8 科目（必修科目）
・外国語系 英語 A I、英語 A II、英語 B I、英語 B II
・自然科学系 物理学、物理学実験、生物学、生物学実験

〈2 群科目〉 8 科目（必修科目）
化学、基礎有機化学、代数学、統計学、無機化学
有機化学 1
情報リテラシー 1（講義）
情報リテラシー 2（演習）

〈3 群科目〉 6 科目（必修科目）
薬学概論、薬用植物学、解剖学、薬と仕事 1
生化学 1、生理学 1

2 卒業要件となる 1 年次選択必修科目を以下とする。

〈1 群科目〉 人間形成の基礎科目
・文化の領域（A 区分）
・社会の領域（A 区分）
教養演習科目
・教養演習科目（A 区分）

上記 A 区分から 5 科目 *10 単位

なお、人間形成の基礎科目、文化の領域に含まれる「倫理学 A」および「倫理学 B」は薬学部指定科目であるので、いずれか 1 科目を必ず履修し、単位を修得しなければならない。

人間形成の基礎科目

- ・健康の領域 (B区分)

基礎教育科目

- ・外国語系 (B区分) [英語を除く]
- ・数理情報系のうち情報科学A・B・C

上記B区分から2科目 4単位

ただし、健康とスポーツ演習、ライフスポーツ演習A・B・Cの4科目のうち、卒業要件単位としては、いずれか1科目のみ認める。

数学または発展数学(A+B)のいずれか4単位選択必修。

- 3 特に指定するものを除き、1群自由科目(生物学要習、物理学要習、化学要習)および4群科目(単位互換科目)は本規程の適用外とする。

<2年次から3年次への進級に関する規程>

第8条 2年次から3年次への進級については、総則第1条から第6条を準用する。

<3年次から薬学科4年次への進級に関する規程>

第9条 3年次から薬学科4年次への進級については、総則第1条から第6条を準用する。

第10条 学科の選択は原則的に学生の志望による。

第11条 教授会は、1年次から3年次までに実施される「医療倫理・コミュニケーション関連科目」#1・「実習科目」等の履修状況を総合的に検討し、進級の許可を行う。

<薬学科における4年次から5年次への進級に関する規程>

第12条 薬学科における4年次から5年次への進級については、総則第1条、第3条、第5条、第6条を準用する。

第13条 薬学科における4年次から5年次への進級については、4年次までに必修科目108単位を修得しておかなければならない。

<薬学科における5年次から6年次への進級に関する規程>

第14条 薬学科における5年次から6年次への進級については、総則第1条、第3条、第5条、第6条を準用する。

<薬学科における卒業要件に関する規程>

第15条 薬学科における卒業要件として、必修科目159単位、1群選択必修科目18単位以上、3群選択科目9単位以上、計186単位以上を修得しなければならない。

<3年次から薬科学科4年次への進級に関する規程>

第16条 3年次から薬科学科4年次への進級については、総則第1条から第6条を準用する。

第 17 条 学科の選択は原則的に学生の志望による。

第 18 条 教授会は、1 年次から 3 年次までに実施される「文献講読ゼミ」・「実習科目」等の履修状況を総合的に検討し、進級の許可を行う。

<薬科学科における卒業要件に関する規程>

第 19 条 薬科学科における卒業要件として、必修科目 102 単位、1 群選択必修科目 18 単位以上、3 群選択科目 8 単位以上、計 128 単位以上を修得しなければならない。

<附則>

第 1 条 本規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 教授会が必要と認めた場合、この規程は特定年度に限ってその実施を変更することができる。

第 3 条 本規程の実施の細目は別に定める。

第 4 条 共用試験（CBT および OSCE）に合格しない者は「病院・薬局実習」を履修することができない。

<備考>

◎「医療倫理・コミュニケーション関連科目」#1 の内訳

1 年次：「薬と仕事 1」	（3 群必修科目）
2 年次：「薬と仕事 2」	（3 群必修科目）
「ヒューマンリレーション論」	（3 群必修科目）
3 年次：「薬と仕事 3」	（3 群必修科目）
「医療倫理学」	（3 群必修科目）

◎文献講読ゼミは 4 単位のうち 1 単位までを卒業要件単位として認める。（ただし、平成 18 年度・平成 19 年度入学生は 2 単位までとする）

平成 18 年 2 月 6 日	薬学部教授会承認
平成 20 年 1 月 21 日	薬学部臨時教授会承認
平成 21 年 3 月 5 日	薬学部拡大教授会承認